

第3節 関東経済産業局	550
関東経済産業局の2010年度の主な動き（総論）	550
総務企画部	552
1. 一般管理・企画調整等に関する業務	552
2. 調査統計に関する業務	553
地域経済部	553
1. 地域振興・産業立地に関する業務	553
2. 産業人材育成に関する業務	554
3. 新規事業育成に関する業務	555
4. 情報化に関する業務	556
5. 技術振興に関する業務	556
産業部	557
1. 産業振興に関する業務	557
2. 通商・国際化に関する業務	558
3. 中小企業に関する業務	559
4. 流通・消費者保護に関する業務	562
5. アルコールに関する業務	563
資源エネルギー環境部	563
1. 資源に関する業務	563
2. 環境・リサイクルに関する業務	564
3. エネルギー対策に関する業務	565
4. 電力・ガス事業に関する業務	566

第3節 関東経済産業局

関東経済産業局の2010年度の主な動き（総論）

(1) 関東管内の概要

関東経済産業局は、経済産業省の地方支分部局として関東甲信越静地域の1都10県を管轄区域とし、経済産業省設置法に基づき経済産業省が所掌する事務のうち、鉱山保安関係などの一部事務を除き、ほとんどの事務を所掌するブロック機関である。

管轄区域は、単に広大な面積を包含しているのみならず、人口、製造品出荷額等、商業販売額等において全国のおおむね4割以上を占めるなど、我が国の産業経済活動の中核をなしている地域であるとともに、東京を中心とした首都圏の高度に経済が集積した地域と、その他今後とも産業基盤整備を図る必要がある地域との二面的特徴をもっている。

(2) 関東経済の景況

2010年度の管内経済は、年度当初から緩やかな持ち直し傾向で推移し、秋以降に景気刺激策が終息に向かう中で一時足踏み状態になったものの、その後、足踏み状態から脱する動きがみられた。

年度前半は、雇用情勢の厳しさを残しつつも、持ち直しの動きが大企業製造業中心から、関連の中小企業や大型店販売額など個人消費等にも広がりが見られた。しかしながら、9月のエコカー補助金終了を契機に、輸送機械工業を始めとして企業の生産活動が低調の兆しをみせ始め、家電エコポイント制度の段階的終了前の駆け込み需要とその反動などもある中、全体としては横ばい傾向で推移した。その後、外需主導で再び生産活動が持ち直しの動きをみせ始めたところで、3月に東日本大震災が発生した。管内においては、太平洋沿岸地域を中心に、工場や商業施設等が被災しただけでなく、物流や電力等のインフラがダメージを受けた直接的な被害に加え、電力の供給能力不足による計画停電や、サプライチェーンを構築している一部製造業で部品調達に支障を来すなどにより、経済活動全般に影響を受けた。なお、雇用情勢では、年間を通じて、有効求人倍率が低水準ではあるものの、緩やかな改善傾向を辿った。

(3) 産業クラスター及び局のプロジェクト等

管内の地方自治体と共同して世界市場を目指す企業を

含む産学官の広域的な人的ネットワークの形成を図りつつ、経済産業省の地域関連施策を総合的・効果的に投入することにより、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開され、産業クラスターが形成されていくことを目標とした産業クラスター計画（地域再生・産業集積計画）を推進した。具体的には、広域関東圏バイタライゼーションプロジェクト等の地域産業活性化プロジェクト、首都圏バイオネットワークによるバイオベンチャーの育成、Creative KANTO 広域関東圏クリエイティブ産業ネットワークによるクリエイティブ関連中小・ベンチャー企業の育成の3プロジェクト（全国18プロジェクト）を推進した。

管内各地域には産業クラスター計画と同じ理念を持って行動している大学、研究機関、ものづくりグループ、地域金融機関が多数存在している。こうした機関に参加を呼びかけ、産業クラスター計画推進機関等と一体となって産学官諸機関のネットワークを強化し、相互に情報・ノウハウ等の面で多面的かつ重層的な連携を深めるため、2003年3月「広域関東圏産業クラスター推進ネットワーク」を発足し、メールマガジンを活用した情報提供事業等を行った。

(ア) 各地域における産業活性化に関する業務

企業立地促進法に基づき、地域が主体的かつ計画的に行う企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために実施する広域でのネットワークの形成・強化、新事業創出、販路開拓等の取組に対して支援を行った。

(A) 首都圏西部地域

首都圏西部地域基本計画に基づき、「自動車」「電機・電子」「精密機械」関連産業の広域的な産学官の連携強化を図るため、企業立地促進等事業費補助金を交付した。

○交付件数 2010年度：1件 （46,518千円）

(B) 中央自動車道沿線地域

中央道自動車沿線地域基本計画の連携に基づき、「輸送用機械」「ライフサイエンス」「環境」「ロボット」関連産業の集積活性化を図るため、企業立地促進等事業費補助金を交付した。

○交付件数 2010年度：4件 （44,284千円）

(C) 茨城県圏央道沿線地域・千葉県東葛地域

茨城県圏央道沿線地域・千葉県東葛地域を対象に、素材関連産業、機械装置産業及びバイオ関連産業の集

積形成・活性化を図るため、企業立地促進等事業費補助金を交付した。

○交付件数 2010年度：2件 (19,178千円)

(D) 三遠南信地域

三遠南信地域基本計画に基づき、「輸送用機械」「健康・医療」「新農業」「光エネルギー」関連産業における新産業の集積と基幹産業化を図るため、企業立地促進等事業費補助金を交付した。

○交付件数 2010年度：1件 (26,260千円)

(E) 首都圏北部地域

首都圏北部を対象に、地域の強みを生かした更なる産業の集積と地域経済の活性化を図るため、企業立地促進等事業費補助金を交付した。

○交付件数 2010年度：4件 (17,557千円)

(F) 京浜地域

京浜地域を対象に、産学・産産連携による製品開発・技術開発力の向上、大手企業研究開発部門との技術連携を促進するため、企業立地促進等事業費補助金を交付した。

○交付件数 2010年度：1件 (15,611千円)

(G) 首都圏臨海地域

ライフサイエンス産業・文化産業等を中心とした京浜臨海部（東京都23区・川崎市・横浜市）における広域的な基本計画策定に向けた調査等を実施するため、企業立地促進等事業費補助金を交付した。

○交付件数 2010年度：1件 (14,824千円)

(イ) バイオベンチャーの育成に関する業務

首都圏において高い国際競争力を有するバイオ産業の企業群を創出することを目的に、2002年7月に立ち上げた産学官連携の推進組織「首都圏バイオネットワーク」の事務局を運営する(財)バイオインダストリー協会に地域新成長産業創出促進事業委託費を交付し、技術シーズの移転促進、バイオベンチャーと大手企業との連携促進（アライアンスプロモーション in BioJapan2010）、海外展開支援、課題解決型研究会等の活動とその効果検証を支援した。

併せて、(財)かずさDNA研究所、(財)木原記念横浜生命科学振興財団が実施した、千葉・神奈川地域におけるバイオ産業の集積活性化及び海外展開支援を推進するため、地域企業立地促進等事業費補助金（当初予算2件、補正予算1件）を交付した。

(ウ) 情報ベンチャーの育成に関する業務

首都圏地域には国内の情報システム・インフラ系企業の約4割、コンテンツ系企業の約8割が立地しており、我が国最大のIT・コンテンツ産業の集積が形成されている。このようにIT・コンテンツ産業の発展に向けてポテンシャルの高い地域において、人的ネットワークづくりをベースに、企業間アライアンス、IT・コンテンツベンチャーのサポート体制を構築することを目指し「Creative KANTO 広域関東圏クリエイティブ産業ネットワーク」として、マッチングやコーディネート、専門家等によるサポートを通じて、新商品・新サービスを次々と生み出し、新たなクリエイティブ産業の市場拡大を図るために、以下の事業を実施した。

具体的には、中小・個人のコンテンツ制作者とコンテンツの流通・配信企業や資金提供者とのマッチングを目的とした見本市「Creative Market Tokyo」を開催した。また、コンテンツ制作者のスキルアップやコンテンツ業界関係者とのビジネスネットワーク形成を目的とした「Japan Creator's Network」セミナー&交流会を8回にわたり実施した。うち1回は新潟において実施。さらに、国内のオンラインゲームタイトル保有企業と海外オンラインゲーム企業とのビジネスマッチング会を各国大使館と連携し実施、また過去の東京コンテンツマーケット優秀作品における韓国の見本市への出展を通じて、コンテンツの海外展開に向けた支援も行った。

(エ) コミュニティビジネスの創出推進に関する業務

(A) 広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会

コミュニティビジネスの実施者、支援者、行政機関、金融機関などの間にネットワークを構築し、コミュニティビジネスの新たな事業機会を創出・推進することを目的として、2003年3月に広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会を発足させた。この活動をさらに発展させるべく、2010年度は当協議会との連携により、シンポジウムや勉強会を開催した。

シンポジウム開催日：2011年2月24日(木)(埼玉県)

(B) 管内自治体等との連携による支援体制構築

コミュニティビジネスは、地域の課題解決、コミュニティの再生、地域経済の活性化等を目的とすることから、地域にこれを創出・育成していくためには、広範な地域ネットワークの構築、とりわけ行政の理解や協力が大きな力と

なる。このため、管内自治体等との連携を積極的に図り情報交換を行うため、都県政令市を集めた「コミュニティビジネス推進担当者会議」を開催し、行政サイドの支援体制の構築を図った。

(C) 地域新事業創出発展基盤促進事業費補助金

自らが実施しているソーシャルビジネス／コミュニティビジネスの人材育成に係る事業モデルやノウハウを他地域に移転しようとする取組及び農山漁村地域に係る課題の解決を事業として行う人材を育成する取組を実施する民間事業者等に対して補助金を交付した。

○交付件数 2010年度：7件（84,666千円）

(オ) 金融機関との連携に関する業務

有益な企業ネットワーク、営業網、財務などの専門性を持つ地域金融機関と共同して、地域・中小企業施策を地域に浸透させ地域経済の活性化を図ることを目的に、金融機関との連携構築に係る業務及び金融機関の人材育成に係る業務を推進した。具体的には、「地域産業活性化のための地域金融機関との連携プログラム2010」を策定し、自治体と連携した展開、中小企業の海外展開支援、環境エネルギー分野における連携を進めた。また、管内地方銀行・信用金庫戦略ネットワーク会議や日本銀行の西村副総裁を招いた金融連携シンポジウムを開催したほか、地域金融機関向け研修事業を実施した。

(カ) 関東環境力ビジネスフォーラム

「資源生産性の抜本的向上に集中投資し、資源高時代、低炭素社会の勝者になる」（「新経済成長戦略2008」）を基本戦略に、低炭素革命に向けた経済産業構造転換を加速し、循環型社会形成、環境産学連携の支援、省エネ・新エネの推進、地球温暖化防止対策を強化・具体的展開を図ることを目的とした、「関東環境力ビジネスフォーラム」を2008年11月に立ち上げた。

2010年度は具体的に3つの柱で活動した。

(A) ネットワーク形成活動事業

○「水ビジネス研究会」（水処理技術の海外展開、民間経営手法導入）、「中小企業の省エネルギー化に関する勉強会」、「スマートシティ勉強会」の4研究会等の開催

(B) 環境配慮・経営力強化支援活動

○環境配慮型経営に関するセミナー開催（3回）

○中小企業の環境負荷「見える化」を担う人材育成

○中小企業の省エネルギー推進事業（3箇所）

(C) 環境ビジネス支援活動

○ESCOマッチング支援事業（約40社出展、約500名来場、約140件商談）

○支援機関や自治体と連携したマッチング・セミナーの開催

(D) 「関東環境力ビジネスフォーラム」シンポジウムの開催

日時：2011年3月8日 14時～16時30分

場所：秋葉原コンベンションホール

総務企画部

1. 一般管理・企画調整等に関する業務

(1) 地域産業の活性化に関する調査

広域関東圏の実情を反映した当局独自の視点に基づく施策提言の検討、当省支援ツールの地域展開や地域ネットワーク形成等による地域経済活性化を図るための調査を以下のとおり実施した。

<広域関東圏におけるサービス産業を中心としたアジア展開調査>

サービス産業における中小企業の海外展開の障壁に対して、先行して海外展開を実施している企業の実態を調査し、効果や課題を把握することで、今後の海外展開の支援の方策を検討した。

<地域社会における中小企業経営のあるべき姿に関する調査>

地域社会において目指すべき経営の姿について明らかにするために、地域に密着する小売り・サービス業を対象に、黒字基調と赤字基調の中小企業を対象にした経営要素の抽出とその比較を行い、経営力を維持・向上するために具備すべき要件を明示した。

<広域関東圏における地域企業の雇用・人材確保に係る実態把握調査>

地域において雇用を支える企業の競争阻害要因となっている制度的課題や社会システム上生じている課題について、管内企業の実態から今後取り組むべき課題の論点整理を行った。

(2) 広報

(ア) 普及・啓発活動

管内の景気動向、各種調査結果及び当局の施策に係る案内・情報等につき、プレス発表を通じて公表した。

また、電子広報誌「いっとじゅっけん」を毎月更新して当局の活動をPRするとともに、関東経済産業局ウェブサイト運営し、行政情報の受発信を実施した。さらに、ウェブサイトの新着情報や当局の施策の関連情報を発信するためのメールマガジンを発行し、迅速な情報提供に努めた。

(イ) 広報ツール強化に関する取組

当局の広報強化及びタイムリーな情報発信の実施を目的として、ウェブサイトのリニューアル及び、広報誌「いっとじゅっけん」のウェブマガジン形式への移行を行った。また、ウェブサイトのリニューアル実施に当たり、RSS (Rich Site Summary) 作成ツールを導入し、常に最新の情報をエンドユーザーに届けられる体制を構築し、本サイトの利便性向上を図った。

2. 調査統計に関する業務

生産動態統計調査を始め経済産業省所管の各種統計調査を実施した。

また、管内地域の経済動向を的確に把握するため、管内の鉱工業指数（生産、出荷、在庫等）並びに大型小売店販売額動向の作成と分析のほか、個人消費、住宅、雇用等に係る主要な経済指標の収集と分析を行い、その結果を毎月公表した。

さらに、より正確に地域経済の実態把握を行うべく管内企業へのヒアリング等による「地域経済産業調査」を4回実施した。

また、平成23年関東地域産業連関表の作表に向けた商品流通調査に係る準備を行った。

(1) 統計調査

大臣官房調査統計グループが所管する基幹統計調査及び一般統計調査のうち、次の統計調査事務を実施した。

調査対象事業所数

統計調査名		調査対象事業所数
基幹統計	経済産業省生産動態統計調査	2,974
	特定業種石油等消費統計調査 (石油等消費動態統計調査)	255

(2010年度末現在)

(2) 関東地域景気動向研究会

管内各地域における主要業種及び主要事業所の動向を的確に把握することを目的として、地銀系シンクタンク、政府系金融機関等で構成する研究会を1回開催し、活発な意見交換を行った。

地域経済部

1. 地域振興・産業立地に関する業務

「工場立地法」による工場の立地動向及び工場適地の調査、産業基盤としての工業用水の安定供給・水資源確保のため工業用水道補助事業等を実施した。

また、2007年6月より施行された「企業立地促進法」に関連し、同法に基づき地域が行う立地促進に向けた基本計画策定を支援するとともに、地域の産業活性化協議会等が行う企業立地支援や産業支援施設整備に補助金の交付を行った。

(1) 工場立地の適正化

「工場立地法」第2条に基づき工場適地調査を実施した。この調査結果をもとに、工場立地調査簿を作成し、これを閲覧に供するとともに、企業の立地相談、工場適地の紹介及び適正立地の指導等を行った。

(2) 工業用水対策

<工業用水道事業費補助金>

工業用水道の整備を促進するため、工業用水道事業者に対し必要な経費の一部を補助した。2010年度は9事業者に対し、694,700千円の交付を行った。

(3) 各地域への企業立地促進

(ア) 企業立地促進法に基づく支援

地域が国内のみならず国外の様々な産業特性を有する地域との競争に直面する中、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組を支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的とした「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(企業立地促進法)が2007年6月11日付で制定。これまで、同法に基づき、地域から国に協議のあった53計画を同意した。特に、各地域が単独で取り組むことが困難な広域での産業振興施策についても、企業立地促進法に

基づく支援を強化するため、都県が連携して広域で策定した1計画を同意した。

また、同意された各地域の基本計画の事業遂行に当たり必要な指導・助言を行うとともに、2010年度は同意計画に基づく地域企業立地促進等事業費補助金を28件(342,429千円)、地域企業立地促進等事業費補助金(地域中小企業海外販路開拓支援事業)を16件(181,497千円)、地域企業立地促進等共用施設整備費補助金を5件(1,646,384千円)交付した。

(イ) 低炭素型雇用創出産業立地支援の推進

将来大きな成長と雇用創出が期待できる「グリーン産業」などの環境関連技術分野における国内での設備投資の一部を補助する「低炭素型雇用創出産業立地推進事業」について、申請書等の事前確認等の支援を45件実施した。

(4) 「国内投資促進広域関東本部」の設置・運営

政府が策定した「国内投資促進プログラム」を受けて、広域関東圏における投資の促進について、実情に即した改善策等を検討・実行するため、関東経済産業局長を本部長とする「国内投資促進広域関東本部」を設置した。2011年2月1日に第1回会合を開催し、当本部において取り組む事項や投資促進のための改善策について今後検討していくこととした。

また、立地企業や自治体等の相談を受け付けるため、「企業立地相談窓口」を当局に設置した。

(5) 「商工会議所法」の施行

地域経済上の諸問題を把握し、施策に反映させるための目的で経済産業局と管内商工会議所連合会専務理事等との連絡協議会を開催した。

○対象商工会議所数 12商工会議所連合会

また、認可等の事務を行った。

○認可等事務件数 2010年度：11件

2. 産業人材育成に関する業務

(1) 産業人材育成環境の構築

イノベーションを継続させて、地域産業が競争力を維持・強化するためには、高い技術力とともに、それを担う優秀な人材が不可欠である。産業技術の高度化・短サイクルが進む現在、最新技術に関する教育ニーズやものづく

り現場等の中核を担う高度専門人材の育成ニーズは高まっている。しかし、人材育成に係る産業界のニーズと実際の教育との間にはミスマッチが存在しており、そのミスマッチの解消や横断的・制度的課題、業種別課題の解決を図る観点から、大学と産業界との対話を促し、当該対話を踏まえた実践的な人材育成を行うプログラムの開発のための事業を実施した。

○産業人材育成パートナーシップ事業

大学と産業界との対話を促し、産業界のニーズと実際の教育との間のミスマッチの解消や横断的・制度的課題、業種別課題の解決に取り組む「産学人材育成パートナーシップ」での検討結果を踏まえ、産学連携による人材育成プログラムの開発とその実証等に係る10件の委託事業を実施した。

○社会人講師活用型教育支援事業(地域コーディネーター事業)

「理科支援員配置事業」実施地域の中で、さらにモデル地域を指定し、地域の企業・NPO等の民間主体のノウハウやアイデアを活用して、特別講師の発掘や、地元企業の技術等と理科の授業を結びつけたカリキュラムの作成、教育界・産業界等関係機関のネットワーク構築等の事業を3件、委託により実施した。

○早期工学人材育成事業(地域コーディネーター事業)

地域の企業や商工会議所、NPO等のノウハウやアイデアを活用して、中学生・高校生を対象に、実体験を基本とした職業観を醸成するためのモデルプログラムの開発・実証、教育界・産業界等関係機関のネットワークの構築等の事業を2件、委託により実施した。

○中小企業等の次世代の先端技術人材の育成・雇用支援事業

新たな産業の創出や人材の確保を目指す地域において、大学・公的研究機関・民間企業・自治体等が連携して、次世代産業の起業あるいは担い手となる先端技術人材を育成・雇用を行う取組の支援を2件実施した。

(2) グローバル人材の活用の推進

我が国企業に就職意志のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生に対し、奨学金や人材育成から就職支援までの一連の事業を通じ、産業界で活躍する専門イノベーション人材の育成を促進する「アジア人財資金構想」を実施し

た。

○高度専門留学生育成事業

我が国企業に就職意志のある能力・意欲の高いアジア等の留学生を対象として、企業ニーズに即した専門教育・ビジネス日本語教育・日本ビジネス教育・インターンシップ・就職支援等からなる人材育成・就職支援プログラムを行い、専門イノベーション人材を育成することを通じ、アジア等の諸外国とのネットワーク形成、我が国大学・企業のグローバル化を図る取組として、8件の委託事業を実施した。

○高度実践留学生育成事業

我が国企業に就職意志のある能力・意欲の高い既に来日しているアジア等の留学生を対象として、企業ニーズに即したビジネス日本語教育・日本ビジネス教育・インターンシップ・就職支援等からなる人材育成プログラムを行い、専門イノベーション人材を育成することを通じ、大学等の連携・補完による地域グローバル戦略の推進、我が国中小企業等のグローバル化を図る取組として、1件の委託事業を実施した。

(3) 厳しい雇用情勢に対する取組

2010年9月に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に基づき、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員として都道府県労働局に設置された「新卒者就職応援本部」に参加し、就職支援の企画、調整、連携を行った。

また、独立行政法人雇用・能力開発機構の各都県センターが、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野や目標の確認のために開催する「地域訓練協議会」に参加し、その達成に向けての検討を行った。

さらに、新卒者等を取り巻く就職環境の悪化を始めとした厳しい雇用情勢を踏まえ、ジョブカフェの一層の機能強化を図るため、人材確保に意欲的な中小企業の発掘や若者と企業との交流などに取り組むジョブカフェ事業（「中小企業若年者雇用環境整備推進事業」）を支援した。

○中小企業若年者雇用環境整備推進事業

地域の主体的な取組として都道府県が設置している「若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）」の成果・ノウハウ等を活用し、若年者の雇用に意欲的な企業の

開拓や中小企業の人材確保・育成に向けた体制等の雇用環境を整備するために、県がコーディネート機関を通じて行う事業を4件支援した。

3. 新規事業育成に関する業務

(1) 創業・新事業支援

(ア) 新連携支援の実施

中小企業が異なる分野の事業者と連携し、それぞれの有する強みを相互に持ち寄ることで付加価値の高い製品や新たなサービスを創出する事業（＝新連携事業）について、2005年4月に施行された「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく認定及び新連携対策補助金等により事業化に向けた支援（認定件数14件、交付件数75件（620,191千円））を行った。

(イ) 新事業創出を支援する事業の実施

個人投資家（エンジェル）からベンチャー企業への投資を促すエンジェル税制の利用が2008年度の拡充を機に大幅に伸びており、利用が集中している東京都以外の地域における更なる利用促進を図るため、地域貢献、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等を行ういわゆる「地域密着型企業」を対象としたエンジェル税制の活用の可能性を調査した。地域密着型企業、自治体・支援機関へのヒアリング、利用に関する検討会を行い、地域密着型企業の実態を把握し、エンジェル税制の有効な普及手法の検討、提言を行った。

また、創業間もない起業家と現役経営者によるコミュニティを構築し、経営者の体験談やアドバイスを通じて起業支援を行った。

さらに、企業発ベンチャーの創出を喚起するためのシンポジウムを開催したほか、企業発起業の先進事例を取りまとめた冊子を作成した。

(ウ) 起業家教育支援事業の実施

各地域の特性に応じた起業家教育の自立的・継続的な取組が広がりつつあるが、実施に当たり様々な課題を抱えている事例も少なくないため、地域の事例把握をするとともに、新たな取組事例の掘り起こし等、その内容等についてヒアリング調査を行った。さらに、起業家教育事業の活動を事例集Vol.3に取りまとめ、積極的な広報活動を実施した。

(エ)エンジェル税制に係る確認書の交付

ベンチャー企業への個人投資家の投資に対する課税特例に関して、特例対象である旨の確認書を交付した。

(オ)管内都県政令市の新事業創出・ベンチャー支援機関とのネットワーク構築事業

管内都県政令市の新事業創出・ベンチャー支援機関相互の連携構築、意見交換及び施策に関する情報共有に資する会議を開催した。

4. 情報化に関する業務

(1) 情報関連産業の育成等

我が国最大のIT・コンテンツ関連産業が集積する首都圏地域（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）において、人的ネットワークの形成を中心に、IT・コンテンツ分野の産業振興を図ることにより、継続的に優れたIT・コンテンツベンチャー企業や様々な価値の顕在化が図られるような生態系構築を目指し「首都圏情報ベンチャーフォーラム」の活動を推進した。具体的には、中小・個人のコンテンツ制作者とコンテンツの流通・配信企業や資金提供者とのマッチングを目的とした見本市「Creative Market Tokyo」の開催。コンテンツ制作者のスキルアップやコンテンツ業界関係者とのビジネスネットワーク形成を目的とした「Japan Creator's Network」セミナー&交流会を8回にわたり実施した。うち1回はコンテンツ関係の学校が集積し、デジタルコンテンツに関する協議会が形成されるなど、地域においては先進的な活動がみられる新潟において実施。さらに、国内のオンラインゲームタイトル保有企業と海外オンラインゲーム企業とのビジネスマッチング会を各国大使館と連携し、また過去の東京コンテンツマーケット優秀作品における韓国の見本市への出展実施を通じて、コンテンツの海外展開に向けた支援も行った。

IT・情報データの利活用により、地域の特性に応じた新成長産業を創出・促進し、地域経済の活性化を目指す広域関東地域イノベーションパートナーシップ推進事業を実施した（地域プロジェクト12件と広域プロジェクト1件、計13件）。地域プロジェクトは、中小企業ユーザのIT経営実践支援、中小ITベンダの競争力強化支援、地域内ユーザとベンダの連携強化の促進支援のほか各地域のサポート体制の環境整備に取り組んだ。また、広域プロジェクトは、先進的事例や共通課題の抽出、ビジネスマッ

チング支援手法の開発・公開のほか、各プロジェクトの情報共有等の推進により、効果的な相互連携を実施した。

5. 技術振興に関する業務

(1) 産学官の共同研究開発支援

産学官連携による地域の技術開発力の強化を支援し、事業化の促進を図るため、地域イノベーション創出研究開発事業等について、公募・産業政策上の審査及び採択等を行い、委託事業等を実施した。

○委託事業（地域イノベーション創出研究開発事業）

＜新規分＞

一般型：2件（169,947千円）

地域資源活用型：5件（132,980千円）

＜補正予算事業分＞

一般型：3件（227,743千円）

地域資源活用型：3件（76,399千円）

○補助事業（新規産業創造技術開発費補助金）

8件（170,866千円）

(2) 工業標準化

「工業標準化法」に基づき、日本工業規格表示認証に係る審査、立入検査を行った。

（JIS関連）

○認証機関登録件数 2010年度：0件

○認証機関更新件数 2010年度：5件

○認証機関登録累計：10件（2010年度末現在）

(3) 産学官連携の推進

(ア) 先端イノベーション拠点の整備

大学・研究機関と企業とが共同体制を構築し、産業化を目指した出口志向の先端的な研究開発を行うイノベーション拠点の整備をするため、管内7拠点に対して「産業技術研究開発施設整備費補助金」により支援を行った。

(イ) 産学連携の体制整備

TLO（技術移転機関）等が行う大学等の研究成果を民間事業者へ移転する活動、特許の海外出願及び専門人材を活用した広域的・戦略的な産学連携活動に対して支援を行った。（創造的産学連携体制整備事業費補助金：交付件数16件、交付金額138,610千円）

(ウ) イノベーション・エコシステム研究会の開催

大都市圏におけるイノベーション・エコシステムの構築を図るべく、産学官の関係者で構成するイノベーション・エコシステム研究会（座長：慶應義塾大学知的資産センター 羽鳥所長）を開催し、関係機関との実質的な連携方策について意見交換・情報共有を行うとともに、具体的な連携プランの検討を行った。（年4回開催）

(4) 知的財産権に関する普及啓発、奨励及び特許流通の促進等

(ア) 広域関東圏知的財産戦略推進計画の策定

地域・企業等の知的財産の戦略的活用を推進する「広域関東圏知的財産戦略推進計画2010」を策定し、事業を実施した。

(イ) 特許流通の促進等

企業等が保有する特許技術の有効活用及び事業化の促進を図るため、「パテントソリューションフェア2010」を10月13日から15日に東京都で開催した。

産業部

1. 産業振興に関する業務

(1) 業種別施策の概要

(ア) 鉄鋼工業

<鉄鋼、鋳物、生産計画等ヒアリング>

需給状況を明らかにして行政施策の基礎資料とするため、鉄鋼、鋳物生産動向について、電炉普通鋼11社、鋳鍛鋼4社、鋳物3社、特殊鋼3社（前記内数）に対し、四半期ごとにヒアリング調査を実施した。

(イ) 機械工業

(A) 「航空機製造事業法」の施行

航空機・航空機用機器の製造及び修理の事業活動を許可事項とすることで、事業活動を調整し、国民経済の健全な運行に寄与している。管内の状況は以下のとおり。11事業所の現地調査を行うことで法令遵守への注意喚起と設備等の維持管理状況の把握を行った。

- ・許可事業所数：33事業所
- ・届出事業所数：40事業所

上記事業所に係る確認等の届出を受理するなど、製造及び修理の方法を規律することで生産技術の向上を図っている。製造確認届出44件（前年：69件）、修理確

認届出197件（前年：264件）、製造証明届出725件（前年：1348件）

(B) 「武器等製造法」の施行

武器の製造の事業活動を許可事項とすることで、事業活動を調整し、国民経済の健全な運行に寄与している。武器及び猟銃等の製造、販売及びその他の取扱いを規制することで公共の安全を確保している。管内の状況は以下のとおり。

- ・許可事業所数：22事業所
 - ・軽微な改造又は修理に対する許可（4条但書）の件数100件（前年：91件）
 - ・保管規定の認可件数1件（前年：2件）
- (C) 「銃砲刀剣類所持等取締法」施行令第1条の2（試験、研究のため所持する場合）に基づく証明
- ・証明件数：2件

(ウ) 伝統的工芸品産業

伝統的工芸品産業の振興を図るとともに、伝統的工芸品指定産地に対し、内容の充実、円滑な事業推進のため「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく事業協同組合等から申出等のあった伝統的工芸品の振興事業等に係る指導助言を行った。また、振興事業に対し、伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金を10件交付した。

さらに、1984年以降、毎年実施されている「伝統的工芸品月間」事業の一環として、2010年10月19日に伝統的工芸品産業功労者表彰等（受賞者数16名）を行った。

(エ) 「化学兵器禁止条約及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に関すること

規制対象となる化学物質の製造等を行う事業者から対象物質の区分に従い、製造実績・製造予定の定期的な届出の受理、産業施設に対する国際査察の立会い等を行った。

(2) ものづくり振興施策

「ものづくり日本大賞」の広報事業として、『ものづくりセミナー in 関東「日本の原動力、ものづくりの未来」～ものづくり企業が支える、技術の国・日本～』を2011年1月24日東京都千代田区において開催した。

2. 通商・国際化に関する業務

(1) 地域の国際化、対外・対内投資の促進

(ア) 中小企業海外展開支援について

中小企業の海外展開を支援するため、局内に広域関東圏中小企業海外展開支援本部を設立した。支援本部は、局長を本部長とし、局内関係部課長に加え、関東財務局、関東農政局、日本貿易振興機構及び中小企業基盤整備機構を主たるメンバーとして構成し、地域中小企業の海外展開を積極的に後押しした。(第1回2010年10月29日。第2回2011年3月2日)

また、中小企業の海外展開支援に関するシンポジウム及びセミナーを開催した。

10月5日 中小企業海外展開支援シンポジウム

9月28日 香港を活用した知財戦略セミナー

9月29日 香港・中国市場展開入門セミナー

(イ) 外国企業誘致支援事業の実施

地域の特長を活かした外国企業の誘致活動を支援する事業(経済産業省からアクセンチュア(株)へ委託)。外国企業誘致地域連携支援事業として管内4県(埼玉県、静岡県、神奈川県、千葉県、さいたま市)が連携して海外展示会に出展し誘致活動を行った事業に対し支援を行った。本事業は、3年目となるが、今年から神奈川県と千葉県が参加し、首都圏への誘致としてのよりPR効果の高い活動となった。

(2) 輸出貿易管理

「外国為替及び外国貿易法」(以下、「外為法」と略す。)第48条第1項に基づく輸出許可、輸出貿易管理令第2条第1項に基づく輸出承認、及び「外為法」第25条第1項に基づく役務取引許可件数は、次のとおりである。

(単位：件)

	2009年度	2010年度
輸出許可 (輸出令第1条第1項)	4,778	5,149
輸出承認 (輸出令第2条第1項)	1,193	1,321
役務取引許可 (外為法第25条第1項)	692	820
合計	6,663	7,290

また、包括許可の新規取得・更新の要件となっている安全保障貿易管理説明会「適格説明会」を昨年より大幅に増加した11回、新たに遵守説明会を2回実施した。

(3) 輸入貿易管理

輸入関係承認等事務 (単位：件)

	2009年度	2010年度	備考(輸入令の条件)
鯨の輸入確認	0	0	第3条第1項
向精神薬の輸入確認	49	60	〃
ワシントン条約付属書Ⅱ及びⅢの生きている動物の輸入確認	631	613	〃
輸入割当品目の輸入承認	2,533	2,414	第4条第1項
2号承認(鯨)の輸入承認	0	0	〃
輸入承認証の内容変更の承認	159	261	
輸入承認証の有効期間の延長の承認	1,357	1,432	第5条第2項
輸入承認の特別有効期間の設定	0	0	第5条第2項
委託輸入の確認	0	0	第9条第1項
輸入承認証の震災による特例再発行	—	7	
合計	4,729	4,787	

(4) 関税割当

重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令6条に基づき、次のとおり関税割当事務を行った。

(単位：件)

	2009年度	2010年度
革製及び革を用いた履物の証明書発給(スポーツ用のもの及びスリッパを除く)	1,818	1,905
牛馬革(染着色等したもの)を用いた履物の証明書発給	70	91
牛馬革(その他のもの)を用いた履物の証明書発給	15	26
羊革・やぎ革(染着色等したもの)を用いた履物の証明書発給	33	38
関税割当内容変更申請	204	168
関税割当期間延長申請	245	184
関税割当証明書の返納	1,849	1,849
関税割当証明書の震災による特例再発行	—	1
合計	4,234	4,262

(5) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

象牙の国内流通管理の適正な実施のため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく事業に関する事務を行った。2010年の事業届出書数は、178

件、変更届出書数は、16 件、廃止届数は、39 件。また、立入検査を 6 か所(66 件)実施した。

3. 中小企業に関する業務

中小企業が持ち前の機動性、創意工夫を十分に発揮して明るい見通しを持って活動できるよう、主として中小企業金融対策、経営革新支援、中小商業対策、下請企業対策、小規模企業対策、企業再生支援、事業継承支援等の円滑な実施に努めた。

(1) 中小企業金融対策

(ア) セーフティネット保証制度の推進

企業倒産について、関係中小企業者の連鎖倒産防止のため、「中小企業信用保険法」第 2 条第 4 項第 1 号の規定に基づき倒産事業者の指定手続を行った。また、同法第 2 条第 4 項第 6 号の規定に基づき指定された破綻金融機関等と金融取引を行っていた中小企業者に対して、経営の安定化に資するように円滑な制度運営に努めた。

2008 年 10 月より実施された緊急保証制度(2010 年 2 月に景気対応緊急保証制度として拡充・延長)が 2011 年 3 月をもって終了することに伴い関係機関と連携を取りつつ、各地で制度終了後の運用について説明会を実施するなど周知を行い、円滑な運用に取り組んだ。

(イ) 信用保証協会への検査・監督

信用保証協会の健全な運営を図るため、管内 13 信用保証協会(11 都県及び横浜市、川崎市)の事務運営に関する認可申請書、報告書等の受理、苦情処理などの事務処理を通じ、信用保証協会の運営状況を把握するとともに、協会への検査を実施した。

(ウ) 信用保証協会への財政支援

国が実施する施策の円滑な導入及び促進を図るため並びに中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするため、信用保証協会の経営基盤を強化することを目的として、管内信用保証協会に対し、補助金を交付した。

(エ) 地域融資動向に関する情報交換会の開催

中小企業への資金供給の円滑化について、関係者間で状況・認識を共有し、協力して対応することが重要であるとの趣旨のもと、「借り手」と「貸し手」の意志疎通が公正かつ的確に行われるための場を提供するため、関東経済産業局、都県、財務局・財務事務所の 3 者の共催により、管

内各都県ごとに、年末に中小企業団体、金融関係団体、信用保証協会、政府系金融機関等を参集して情報交換会を実施した。

(オ) 中小企業金融に関する意見交換会

様々な業種・規模の中小企業者や中小企業を支援する経営指導員、税理士等を集め、地域の実態や中小企業の資金繰り等生の声を把握し、今後の施策に役立てるために、関東経済産業局、財務局・財務事務所と合同で意見交換会を実施した。

(2) 経営革新支援

創意工夫を活かした新商品・新サービスの開発や新たな生産方式の導入などで経営の向上を図ろうとする個別中小企業、グループ等への支援を行う「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画について、都県の行う承認状況等を把握するとともに、都県担当者と施策のあり方についての検討を行った。

(3) 地域資源活用プログラムの推進

地域の強みである地域資源を活用した中小企業の新製品・新サービスの開発・市場化等の取組を、「中小企業地域資源活用促進法」に基づく地域資源活用事業計画の認定及び地域資源活用新事業展開支援事業費補助金の交付等により支援した。また、先進的な事業化達成事例や各事業者の認定計画商品等を紹介・情報共有し、事業推進の啓発及び新たな連携の創出を図ることを目的として交流会を開催した。

○計画認定件数 2010 年度： 20 件

○補助金交付件数 2010 年度： 129 件 (495,900 千円)

(4) 農工商等連携対策支援事業

中小企業者の経営の向上及び農林漁業経営者の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して取り組む新商品の開発、新役務の開発等を、「農工商等連携促進法」に基づく農工商等連携事業計画、農工商等連携支援事業計画の認定及び農工商等連携対策支援事業費補助金の交付等により支援した。また、先進的な事業化達成事例や各事業者の認定計画商品等を紹介・情報共有し、事業推進の啓発及び新たな連携の創出を図ることを目的として交流会を開催

した。

- 計画認定件数 2010年度：14件
- 補助金交付件数 2010年度：72件（364,396千円）

(5) 中小企業海外展開支援事業

地域の中小企業等が一丸となって地域の優れた素材や技術を活かし、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組を「中小企業海外展開支援事業費補助金」により支援を行った。また、海外でのプロモーション活動及び展示会出展などで、現地において在日大使館やJ E T R Oなど政府関係機関との協力を得ながらブランド確立に向けた支援を実施した。

- 補助金交付件数 2010年度：23件（189,577千円）

(6) 商店街等の活性化に係る施策

(ア) 中心市街地に対する重点的な支援

「中心市街地の活性化に関する法律」（2006年8月22日改正施行）に基づく支援の一環として、中心市街地の活性化に関する基本計画策定に係る市町村等からの相談対応及び市町村等主催の講習会への講師派遣等を行い、制度説明・助言等を行った。

また、中心市街地の活性化に係る取組に対して補助金を交付した。

(A) 戦略的中心市街地(中小)商業等活性化支援事業

中心市街地の活性化に資するため民間事業者等が行うまちなか居住の推進や来街者の増加など、まちづくりと一体となった地域の取組に対し、補助金を交付した。

(B) 関東経済産業局管内中心市街地活性化連絡会の運営

より一層の中心市街地活性化を推進するため、まちづくりに関する意見、情報交換の場として設置された中心市街地活性化連絡会の会員である管内都県、基本計画を策定している市区町村、国土交通省地方整備局、中小企業基盤整備機構関東支部に対し、電子メール等による情報提供を行った。2009年度より施行された地域商店街活性化法の内容等も合わせながらより利用者にとって有用となる情報の発信を行った。

(イ) 中小商業に対する総合的な支援

(A) 地域商店街活性化法に基づく業務

2009年8月1日施行された地域商店街活性化法（正式

名称：商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律）に基づき、商店街振興組合等による「地域コミュニティの担い手」としての機能を発揮することにより、地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する取組に対して14件の認定を行った。また、新たな法律の施行に伴い地域商店街の活性化に関する相談対応及び都県等が主催する講習会にて講師として制度説明・助言等を行った。

(B) 中小商業活力向上施設整備費補助金

組合等が策定する地域商店街活性化法又は中小小売商業振興法の認定を受けた計画等に基づき行われる中心市街地等の商店街・商業集積の活性化に資する施設の整備やこれと一体的に行うソフト事業に補助金を交付した。昨今の商店街・商業集積への社会的関心及び問題意識の高まりを受け、施設の整備にとどまらず商店街全体の活性化の観点から補助金交付による支援を行った。

(C) 中小商業活力向上支援事業費補助金

商店街等の賑わいを創出しその活性化を図るため、組合等が行う少子高齢化等の社会課題に対応した商業活性化の取組に対し、補助金を交付した。

(D) 地域商業活性化事業費補助金

景気低迷を受け、国内の消費が急速に落ち込む中、中小企業者からなる商店街等を始めとした地域商業の活性化を支援するため、組合等が実施する商店街への来街者減に歯止めをかける取組や空き店舗を活用した事業等に対し、補助金を交付した。

(E) 地域商業活性化事業費補助金(買い物弱者対策支援事業)

少子高齢化や過疎化等の社会情勢の大きな変化に伴い、買い物の場所や移動手段などの生活に不可欠な機能が弱体化している地域が発生している中、買い物弱者対策に係る事業に対し、補助金を交付した。

(F) 中心市街地商業等活性化支援事業

少子高齢化やIT化等が急速に進み、中心市街地・商店街に対する消費者ニーズが多様化している中、競争力のある中心市街地・商店街づくりのためのマニュアル等作成し助言等を行うことで、顧客ターゲットに基づいた商店街活動の指針提供を行った。

(7) 中小企業・下請企業の自立化支援

中小企業が経営資源など経営基盤を強化し、経済の担い手として創造性と機動性を発揮していくため、人材養成の強化、技術力の向上や情報化、組織化するためのソフト施策を推進するほか、下請企業の自立化支援等に努めた。

また、下請取引の適正化施策として「下請代金支払遅延等防止法」に基づく検査を強化し、前年を上回る312件の立入検査を実施した結果、310件の改善指導を行った。さらに下請取引適正化推進月間である11月には制度の普及・啓発のための講習会等を管内で6回実施した。

(8) 小規模企業支援

小規模企業を取り巻く経済環境が厳しさを増す中で、小規模企業の自立的発展を支援するため、県が行う小規模企業者等設備導入資金貸付事業等の適正な運用の確保に努めた。

(9) 中小企業再生支援協議会

多種多様かつ地域性の強い中小企業の事業再生に、柔軟にきめ細かく対応するため、産業活力再生特別措置法(2009年6月から「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」)に基づき、経済産業大臣が認定支援機関(中小企業再生支援業務を適正かつ確実にを行うことが認められるもの)として認定した各都県の商工会議所等に委託して中小企業再生支援協議会事業を実施した。

また、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行により、第二会社方式による再生計画(中小企業承継事業再生計画)の認定制度について、制度の周知及び認定業務を実施した。

(10) 中小企業の人材育成・確保支援

中小企業の人材確保対策として、生徒の企業実習等、実践的ものづくり人材育成プログラムを専門高校に導入する工業高校等実践教育導入事業を、公益法人等への委託により実施した。

(11) 中小企業経営支援体制連携強化事業(中小企業応援センター事業)

地域において、中小企業の日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や税理士・公認会計士など(支援機関)の経

営支援能力を補完・強化するため、その後方支援機関として「中小企業応援センター」を管内20か所に設置し、中小企業の高度な課題に対し、これら支援機関を通じた支援等を行う中小企業経営支援体制連携強化事業を実施した。

(12) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の施行及び戦略的基盤技術高度化支援事業の執行

中小企業のものづくり基盤技術の高度化を支援することにより、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図ることを目的とした「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の規定に基づき、特定研究開発等計画を440件認定した。

また、中小企業のものづくり基盤技術に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を促進する「戦略的基盤技術高度化支援事業」について、公募・政策上の審査及び採択等を行い、委託事業を実施した。

2010年度戦略的基盤技術高度化支援事業(通常予算及び予備費)の応募及び採択件数は次のとおりである。なお、契約額は継続事業が585,254千円、新規事業が6,974,913千円である。

	応募件数	採択件数
新規事業	394	120
継続事業	—	20
予備費(一般枠)	177	21
予備費(加速枠)	59	15
合計	630	176

(13) 元気なモノ作り中小企業300社

中小企業の直近の状況や当局への要望等を把握するため、元気なモノ作り中小企業300社に選定された企業に対し、アンケート調査やヒアリング調査を行い取りまとめた。

(14) 先進ものづくり企業フォーラム

優れた技術を持つ中小企業のネットワーク・交流の場づくりを行う「先進ものづくり企業フォーラム」の一環としてシンポジウムを2011年2月18日東京都港区において開催したほか、「ものづくり施策活用セミナー」を立川市、八王子市、浜松市において開催した。また、元気なモノ作り中小企業300社選定企業、サポイン実施企業、ものづくり日本大賞受賞企業約600社に対し、選定要因等の分析調

査を実施し、その結果を上記シンポジウム及びセミナーにて発表した。

(15) 中小企業の事業承継支援

2008年10月1日に施行された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」において制度化された内容を周知徹底すべく、商工会議所等からの依頼に応じて制度説明に出向くとともに、法令に基づく認定及び確認の施行事務を行った。

4. 流通・消費者保護に関する業務

(1) 「大規模小売店舗立地法」の円滑運用

「大規模小売店舗立地法」の円滑な運用を図るべく、相談室業務を実施するとともに管内各都県（政令指定市含む）との連絡会議を開催する等法運用の実態把握に努めた。

(2) 物流対策

2004年12月、荷主と物流事業者の協働による環境への総合的な取組を支援し、普及・拡大することを目的に「グリーン物流パートナーシップ会議」が発足された。

関東グリーン物流パートナーシップ会議においては、関東運輸局と協力し、普及事業の内容審査及びプライオリティ付けし官内から計3件の推進決定を行った。また2011年2月28日（月）に「関東グリーン物流パートナーシップ推進セミナー（横浜市）」を開催し、更なる制度の普及を行った。

(3) 消費者利益の保護に関する業務

「特定商取引に関する法律」、「割賦販売法」、「消費生活用製品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「電気用品安全法」、「家庭用品品質表示法」の適切な運用を行う。

特定商取引法の執行業務においては、消費者利益の保護及び商取引の適正化を図るため、2事業者に対して立入検査を実施した。その結果、業務停止命令2件、指示1件を行った。また、行政機関、警察当局との連携強化を図るために「消費者取引情報連絡会」を5月19日と11月24日の2回をさいたま市内で開催し、悪質商法をめぐる消費者トラブルの未然防止、再発防止及び被害の拡大防止に努めた。

割賦販売法の執行業務においては、許可事業者等が法規制を遵守し、消費者利益の保護が図られているかどうかの観点から、管内都県とも連携を取りながら、前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者（互助会、友の会）及び信用購入あつせん業者（包括、個別）に対し立入検査を実施し（前払式割賦販売業者1件、互助会28件、友の会12件、包括信用購入あつせん業者6件、個別信用購入あつせん業者9件）、必要に応じて業務内容の改善指導などを行った。

(4) 消費者相談

消費者相談室において、相談・苦情等に対して適切に処理を行った。2010年度に受け付けた相談件数は2431件（2009年度 2,752件）、このうち消費者からの相談件数は2,251件（2009年度 2,525件）であった。

(5) 商品取引員等に対する立入検査

商品先物取引の委託者保護及び商品取引員の業務運営の健全化を図るため、商品取引所法に基づき、商品取引員に対して立入検査（1件）を実施し、一部の商品取引員における法令違反を明らかにした。

また、海外商品先物取引等に関する苦情相談が依然高い水準にあることを受けて、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に基づき、立入検査（3件）を実施し、法律で禁止している行為などを行っていたことを明らかにした。

(6) 製品安全4法（「消費生活用製品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という）、「電気用品安全法」）に関する業務

安心・安全に対する国民の関心が高まっている中、迅速・的確をモットーに、相談対応、届出処理、指導等の業務を行った。製品安全4法全体では、今年度は前年度に比べ届出件数（3,613件 → 3,536件）、指導及び立入検査（217件 → 211件）共に微減した。（下表参照）

電気用品安全法に関しては、近年の製品輸入の増加を受け、届出件数が3年連続3,000件を上回った。

また、2010年12月27日に施行された改正消費生活用製品安全法施行令により、PSC（Product Safety of Consumer Products）制度の規制対象（特定製品）として

「ライター」が追加されたことに伴い、ライターの製造・輸入・販売事業者等を主な対象として、当該規制に関する説明会を3回開催した。

(A) 届出件数等

(単位：件)

	2009年度	2010年度
消費生活用製品安全法	323	322
ガス事業法	46	71
液石法	98	128
電気用品安全法	3,146	3,015

(B) 指導及び立入検査

(単位：件)

	2009年度	2010年度
消費生活用製品安全法	18	20
ガス事業法	2	2
液石法	3	3
電気用品安全法	194	186

(7) 「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」に基づく届出受理等

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」に基づく届出の受理、相談等、同法の円滑かつ適正な運用に努めた。2009年度は48件の第3条関係届出を処理した。

5. アルコールに関する業務

「アルコール事業法」に基づき、製造・輸入・販売使用の許可及び変更許可等並びに立入検査等の業務を実施した。

○「アルコール事業法」に基づく許可、届出受理等の件数

2009年度 2,650件

2010年度 2,881件

管内事業場数

(単位：件)

製造事業場	17
輸入事業場	59
販売事業場	709
使用事業場	1,835
合計	2,620

(2010年度末)

立入検査件数

(単位：件)

	2009年度	2010年度
製造事業者	25	24
輸入事業者	3	3
販売事業者	20	13
使用事業者	391	331
合計	439	371

立入検査件数は、減少傾向にある。

2010年度は、廃棄立合25件、試験研究製造立入検査4件を実施。

特定アルコール納付金実績

申告件数：130件

譲渡数量：11,060k l

収納金額：9,956百万円

資源エネルギー環境部

1. 資源に関する業務

(1) 鉱業出願

鉱業出願については、都県、森林管理局等と調整・折衝し処理の促進を図った。また、鉱業開発と密接に係る自然環境保全計画・森林計画等について関係機関と意見調整を行った。

鉱業出願件数

(単位：件)

試採掘別	試掘	採掘	計
金属	297 948	1 2	298 950
砂鉱	2 0	0 0	2 0
非金属	9 4	1 0	10 4
石灰石・ドロマイト	1 3	2 0	3 3
石炭・亜炭	0 0	0 0	0 0
石油・可燃性天然ガス	102 115	22 14	124 129
計	411 1070	26 16	437 1086

* 上段：2009年度、下段：2010年度

(2) 天然ガス探鉱費補助金

国内の天然ガスの探鉱を促進するため、天然ガス鉱業に対し補助金を交付した。

交付件数 2009年度：3件 (365,691千円)
2010年度：1件 (37,176千円)

また、水溶性天然ガスの採取地域（千葉）については、合理的な開発を促進するため、天然ガス技術委員会を設置している。

(3) 石油業

国民生活と関連性が高い石油製品の安定的な供給又は消費者の保護を図るため、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「石油の備蓄の確保等に関する法律」の施行並びに石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付を行った。

(ア) 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の施行

揮発油販売業者及び揮発油・軽油特定加工業者に対する登録・届出受理、品質維持・確認計画認定、立入検査等を実施し、揮発油等の品質確保を図った。

(イ) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の施行

同法に基づく液化石油ガス販売事業者からの登録・届出受理等を実施し、液化石油ガスの取引の適正化を図った。

(ウ) 「石油の備蓄の確保等に関する法律」の施行

同法に基づく石油販売業者からの届出受理等を実施し、業者の把握に努めた。

(エ) 石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付

石油貯蔵施設周辺地域（1都5県）に対し石油貯蔵施設立地対策等交付金998,501千円を交付し、石油備蓄対策の円滑化を図った。

(4) 石炭鉱害

石炭鉱害に関しては、鉱害復旧事業のための鉱害調査及び確認を行った。

2. 環境・リサイクルに関する業務

(1) 環境関係業務

(ア) 3R推進

循環型経済システムの構築に向けて「3R」（Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化））の取組を推進するため、10月の3R推進月間に、庁舎内掲示、電

光掲示板、ホームページの掲載等により普及啓発を行った。

(イ) オゾン層保護対策

「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に関し、オゾン層破壊物質の排出抑制及び使用合理化を円滑に推進するため、9月のオゾン層保護月間に、インフォメーションセンターにおける展示、電光掲示板、ホームページの掲載等を行い、普及啓発を行った。

(ウ) 中小企業等産業公害防止対策調査

産業公害の未然防止及び環境保全の観点から、次の産業公害防止対策調査を2件行った。

○調査事業

- ・関東経済産業局管内における土壌汚染対策に関する調査
- ・関東経済産業局管内における揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制推進のためのネットワーク形成に関する調査

(2) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の施行

- ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の再商品化義務量を算出するための容器包装利用・製造等実態調査に関する説明会を開催した。
- ・法の適切な執行のため、再商品化義務不履行者に対する調査、指導を34社に対し行った。
- ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第7条の6に基づき、定期報告書を135件受理した。

(3) 「家電リサイクル法」の施行

「特定家庭用機器再商品化法」の円滑な施行を図るため、立入検査を122件、施行状況調査を24件行った。

(4) 「自動車リサイクル法」の啓発普及

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の円滑な実施を図るため、対象事業者に対し立入検査を37件実施した。

3. エネルギー対策に関する業務

(1) 省エネルギーに関する業務

(ア) エネルギー使用の合理化に関する法律の施行

2008年5月改正、2010年4月1日より施行の「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき事業者単位（特定事業者・特定連鎖化）及びエネルギー管理指定工場の指定等を行った。

【特定事業者等数】

特定事業者 5,512件、特定連鎖化事業者 59件、
合計 5,571件（2010年度末）

【指定工場数】

第1種 4,005件、第2種 3,770件、
合計 7,775件（2010年度末）

【特定荷主事業者数】 509件（2010年度末）

【温対法】

温対法に基づく様式1 252件

温対法に基づく権利利益保護申請
申請数 32件、承認数 0件

(イ) 地域省エネルギービジョン策定支援

地域レベルでの省エネルギーの取組を円滑化するため、地方公共団体が当該地域における省エネルギーの推進を図るために必要となるビジョン策定を支援した。

必要に応じて策定委員会へ参加し、助言等を行った。

○支援件数 2009年度：3件

2010年度：5件

(ウ) 省エネルギー広報

省エネルギー広報に関しては、夏季・冬季の省エネルギーキャンペーンの実施等により、市民への省エネルギー意識の啓発を図った。

また、省エネ法改正に伴う省エネ法の執行、省エネルギー対策の確実な推進と実施のため、管内各自治体との共催により説明会を開催した。

(2) 新エネルギーに関する業務

(ア) 新エネルギー広報

再生可能エネルギーの固定価格買取制度についてオプション（選択肢）が提示されたことから、広く国民に理解を深めていただくための説明会を開催した。

(イ) 次世代エネルギーパーク支援

太陽光、風力など新たなエネルギーを見て触れて地球環

境と調和した将来のエネルギーのあり方に関する理解を深めるために地方自治体等によって計画された次世代エネルギーパーク計画策定にあたって、助言等を行った。

○認定件数：7カ所（22年度末）

(ウ) 電気事業者による新エネルギー等電気の利用導入促進

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」に基づき、対象となる新エネルギー等発電設備の認定に関する業務を行い、電気事業者による新エネルギーの更なる導入促進を図った。

新エネルギー等発電設備について認定 76,636件

(エ) 地域新エネルギービジョン策定支援

地域レベルでの新エネルギーの取組を円滑化するため、地方公共団体が当該地域における新エネルギーの推進を図るために必要となるビジョン策定を支援した。必要に応じて策定委員会へ参加し、新エネルギー等の導入促進が円滑に進むよう指導助言を行った。

○支援件数 2009年度：22件

2010年度：16件

(3) エネルギー・温暖化対策に関する業務

(ア) 関東地域エネルギー・温暖化対策推進会議

関東経済産業局及び関東地方環境事務所を事務局に、管内の国の地方支分部局、都県、エネルギー関係者、経済団体、消費者、地球温暖化防止活動推進センター、NPOなどのメンバーで構成される「関東地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を2回開催した。

(イ) 地域イベントへの参加

(財)省エネルギーセンターが主催するENE X2011、再生可能エネルギー協議会が主催する第5回新エネルギー世界展示会等に関東地域エネルギー・温暖化対策推進会議事務局として出展した。

(ウ) 国内クレジット制度の普及啓発活動

2008年10月に国内クレジット制度が開始されて以来、当局では同制度普及のため啓発活動を行ってきた。2010年度においては、管内1都10県11箇所において国内クレジット制度普及セミナーを実施、また重点5地域として、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県において地域ごとのネットワークを設置し、国内クレジット制度案件発掘のため検討する連絡会議を開催した。2010年度における排出削減事業計画申請件数は7件。

4. 電力・ガス事業に関する業務

(1) 電気事業に係る承認、届出

「電気事業法」に基づく電気料金等の供給条件に係る承認、届出等の受理、電気工作物等の変更届出の事務業務を実施した。

(ア) 湯水準備引当金に係る予定値の承認 1件

(イ) 卸供給条件届出 6件

(ウ) 電気工作物等の変更届出 12件

(2) 電力需要動向に関する調査

電力需要動向の把握及び想定上の資料とするため電力需要実績、発受電実績等の統計、分析業務を行った。

(3) 河川法に基づく協議

「河川法第 35 条第 1 項」の規定に基づく河川管理者からの協議 56 件

(4) 電源立地地域対策交付金等

電源立地の円滑な推進を図るため、都県を含めた電源地域の自治体に対して電源立地地域対策交付金を交付した。

(ア) 電源立地地域対策交付金

発電用施設の立地及びその周辺の地方自治体に対し、公共用の施設の整備や地域産業の活性化に係る事業等を支援することにより、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設設置及び運転の円滑化に資することを目的に、2010 年は 120 件の交付金 (3,743,928 千円) を交付した。

(イ) 広報・安全対策等交付金

原子力発電施設 (関連施設を含む) の周辺住民への「原子力の安全利用に関する正しい知識の普及」、「安全性に関する連絡・調整」等を実施することを目的として、2010 年は 1 件の交付金 (24,043 千円) を交付した。

(5) ガス事業の許認可等

管内の一般ガス事業者 91 (公営 16、私営 75 (うち本省所管の東京瓦斯(株)及び東部瓦斯(株)を含む))、ガス導管事業者 7、大口ガス事業者 9、簡易ガス事業者 417 に対し、ガス事業法に基づき、事業許可、供給区域・供給地点の変更許可及び供給約款の変更の認可等を行った。

また、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、災害救助法が適用された地域のガス事業者から被災した

ガスの需要家に対する災害特別措置の認可を、一般ガス事業者 12 及び簡易ガス事業者 48 (346 団地) に対して行った。

(6) 電気・ガス事業の適正化に関する監査業務

電気事業及びガス事業の健全な発達、使用者利益保護を図るため、「電気事業法第 105 条」の規定及び「ガス事業法第 45 条の 2」の規定に基づき、電気事業者・一般ガス事業者に対して、供給サービスに関する監査、財務諸表及びその他の事項に関する監査を、一般電気事業者 3 件、一般ガス事業者 28 件実施した。